

平成 30 年 9 月 6 日

各 位

会 社 名 イ ー ソ ル 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 長 谷 川 勝 敏
(コード番号：4420 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 企 画 室 長 久 保 田 伊 佐 雄
(TEL. 0120-065-166)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 30 年 9 月 6 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所マザーズへの上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 850,000 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（平成 30 年 9 月 21 日の取締役会で決定する。）
- (3) 払 込 期 日 平成 30 年 10 月 11 日（木曜日）
- (4) 増加する資本金及び
資 本 準 備 金
に 関 する 事 項 増加する資本金の額は、平成 30 年 10 月 2 日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 募 集 方 法 発行価格での一般募集とし、野村証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、みずほ証券株式会社、岩井コスモ証券株式会社、むさし証券株式会社及び株式会社SBI証券を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (6) 発 行 価 格 未定（募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、平成 30 年 10 月 2 日に決定する。）
- (7) 申 込 期 間 平成 30 年 10 月 3 日（水曜日）から
平成 30 年 10 月 9 日（火曜日）まで
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 株 式 受 渡 期 日 平成 30 年 10 月 12 日（金曜日）
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- | | | |
|----------------|-----------------------|----------|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 185,100株 |
| (2) 売出人及び売出株式数 | 埼玉県さいたま市中央区
長谷川 勝敏 | 55,000株 |
| | 埼玉県さいたま市中央区
笠谷 喜代年 | 40,100株 |
| | 埼玉県さいたま市見沼区
山田 光信 | 32,000株 |
| | 神奈川県横浜市都筑区
上山 伸幸 | 20,000株 |
| | 神奈川県川崎市多摩区
上前 勉 | 17,000株 |
| | 東京都町田市
久保田 伊佐雄 | 6,000株 |
| | 埼玉県北本市
丸山 武四 | 6,000株 |
| | 愛知県碧南市
奥谷 弘和 | 5,000株 |
| | 東京都練馬区
権藤 正樹 | 2,200株 |
| | 埼玉県戸田市
徳永 太 | 1,800株 |
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、野村證券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受けする。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- | | | |
|----------------|------------------------------|--------------|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 155,200株（上限） |
| (2) 売出人及び売出株式数 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号
野村證券株式会社 | 155,200株（上限） |
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

4. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の数 当社普通株式 155,200 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（上記1.における払込金額と同一とする。）
- (3) 申込期日 平成30年11月9日（金曜日）
- (4) 払込期日 平成30年11月12日（月曜日）
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、平成30年10月2日に決定される予定の割当価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 割当方法 割当価格で野村証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (7) 割当価格 未定（上記1.における引受価額と同一とする。）
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 上記3.に記載のオーバーアロットメントによる株式売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止する。

5. 親引けの件

上記1.の公募による募集株式発行に当たり、当社は野村証券株式会社に対し、募集株式数のうち、当社が指定する販売先（親引け先）に株式の販売を要請する予定であります。指定する販売先（親引け先）・株式数・目的は下表に記載のとおりであります。

指定する販売先（親引け先）	株式数	目的
株式会社デンソー	上限103,000株	当社グループとの取引関係の強化のため

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

- ① 募集株式の数 普通株式 850,000 株
- ② 売出株式数 普通株式 引受人の買取引受による売出し 185,100 株
オーバーアロットメントによる売出し
155,200 株
(※)

(2) 需要の申告期間 平成30年9月25日(火曜日)から
平成30年10月1日(月曜日)まで

(3) 価格決定日 平成30年10月2日(火曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 平成30年10月3日(水曜日)から
平成30年10月9日(火曜日)まで

(5) 払込期日 平成30年10月11日(木曜日)

(6) 株式受渡期日 平成30年10月12日(金曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、野村証券株式会社が当社株主である山田光信(以下「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成30年9月6日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式155,200株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

また、野村証券株式会社は、平成30年10月12日から平成30年11月5日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	4,360,000株
公募による増加株式数	850,000株
第三者割当増資による増加株式数	155,200株 (最大)
増加後の発行済株式総数	5,365,200株 (最大)

3. 増資資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額 1,135 百万円については、第三者割当増資による募集株式発行における手取概算額上限 209 百万円と合わせて、主に運転資金（研究開発費、人材採用費等）及び設備資金（敷金等の設備投資を含む）に充当する予定であります。具体的には、下記の通りであります。

①研究開発費

組込みソフトウェア事業の維持と成長、リビジョンアップ（プログラムの障害除去や機能維持を指します）を目的として962百万円（平成31年12月期482百万円、平成32年12月期480百万円）を充当予定であります。

②人材採用費等

当社グループの事業の更なる拡大のため、組込みソフトウェア開発の人材を含む人材採用に係る採用費及び知名度向上のための広告宣伝費に223百万円（平成31年12月期126百万円、平成32年12月期97百万円）を充当予定であります。

③設備資金

基幹システム（販売管理等ソフトウェア）の社内構築31百万円、社内サーバ（社内ICTインフラ）の入替14百万円、電話交換機（通信設備）劣化に伴う置換え25百万円、社員の増加に伴う事務所増床設備22百万円及び増床に伴う敷金22百万円を目的として114百万円（平成30年12月期15百万円、平成31年12月期71百万円、平成32年12月期28百万円）を充当する予定であります。

上記以外の残額は、事業規模拡大のための人材採用費を含む運転資金に充当する方針であります。なお、具体的な充當時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

*有価証券届出書提出時における想定発行価格 1,470 円を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主への利益配分を経営上の重要な課題として認識し、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主還元の上とのバランスに留意しながら、配当を実施することを基本方針としております。配当の実施については、業績と資金需要等の内部留保の必要性を勘案した上で、業績に応じて配当性向を安定させるよう注力してまいります。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金の使途につきましては、一層の事業拡大を目指すための研究開発投資、MA 投資及び人材育成など、有効な投資資金として活用し、企業価値の向上に努める考えであります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

当社は、会社法第 454 条第 5 項に規定する中間配当を行うことができる旨、定款に定めております。配当の決定機関は、中間配当が取締役会、期末配当が株主総会となっております。このため、配当を実施する場合の回数については、年間 1 回又は 2 回となるものと考えております。

しかしながら最近事業年度においては、今後の成長のために内部留保を厚くするという考え方のもと、無配といたしました。また、現在において、配当を実施する具体的な予定はありません。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	平成27年12月期	平成28年12月期	平成29年12月期
1株当たり当期純利益金額	406.57円	80.84円	94.20円
1株当たり配当金額 (1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)
実績配当性向	－%	－%	－%
自己資本当期純利益率	10.56%	17.85%	16.93%
純資産配当率	－%	－%	－%

- (注) 1. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり配当額（1株当たり中間配当額）、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していませんので、記載していません。
3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（期首・期末の平均）で除した数値であります。
4. 当社は、平成30年7月2日付で株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、平成28年12月期の期首に当該分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定しております。
5. 上記4.の株式分割に関連して、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、平成27年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、平成27年12月期の数値（1株当たり配当額については全ての数値）については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	平成27年12月期	平成28年12月期	平成29年12月期
1株当たり当期純利益金額	40.66円	80.84円	94.20円
1株当たり配当金額 (1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)

5. ロックアップについて

上記1.の公募による募集株式発行並びに上記2.の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、貸株人及び売出人である山田光信並びに売出人である長谷川勝敏、笠谷喜代年、上山伸幸、上前勉、久保田伊佐雄、丸山武四、奥谷弘和、権藤正樹及び徳永太並びに当社株主であるイーソル従業員持株会、株式会社ビーオービー、株式会社アバールデータ、澤田勉、高橋佐敏、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社りそな銀行、日本生命保険相互会社、屋江保秀、阿部義宏、玉井綾子、石川正敏、戸谷陽一、室岡基、金子健及び高野憲一郎は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成31年1月9日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、上記2.の引受人の買取引受による売出し及び上記3.のオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成31年4月9日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、上記1.の公募による募集株式の発行、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及び上記3.のオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成30年9月6日開催の当社取締役会において決議された野村証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、野村証券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。